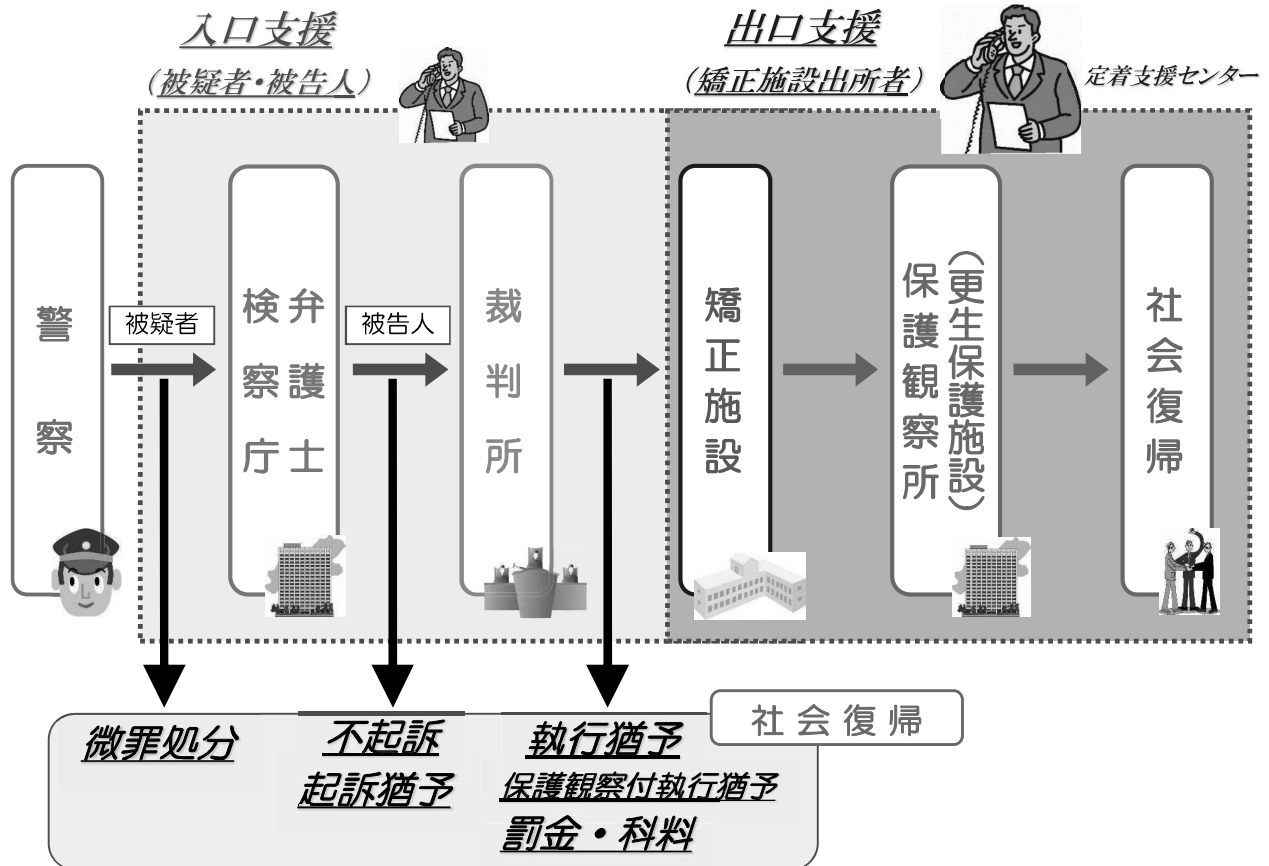
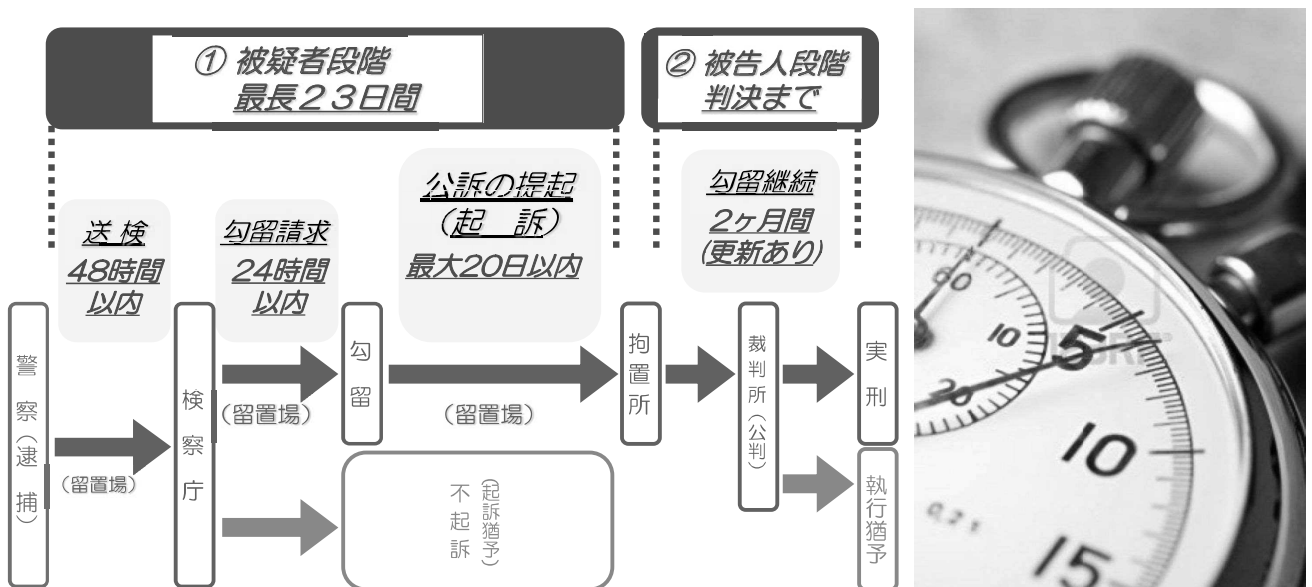


矯正施設出所者への支援（出口支援）から 被疑者・被告人段階からの支援（入口支援）へ

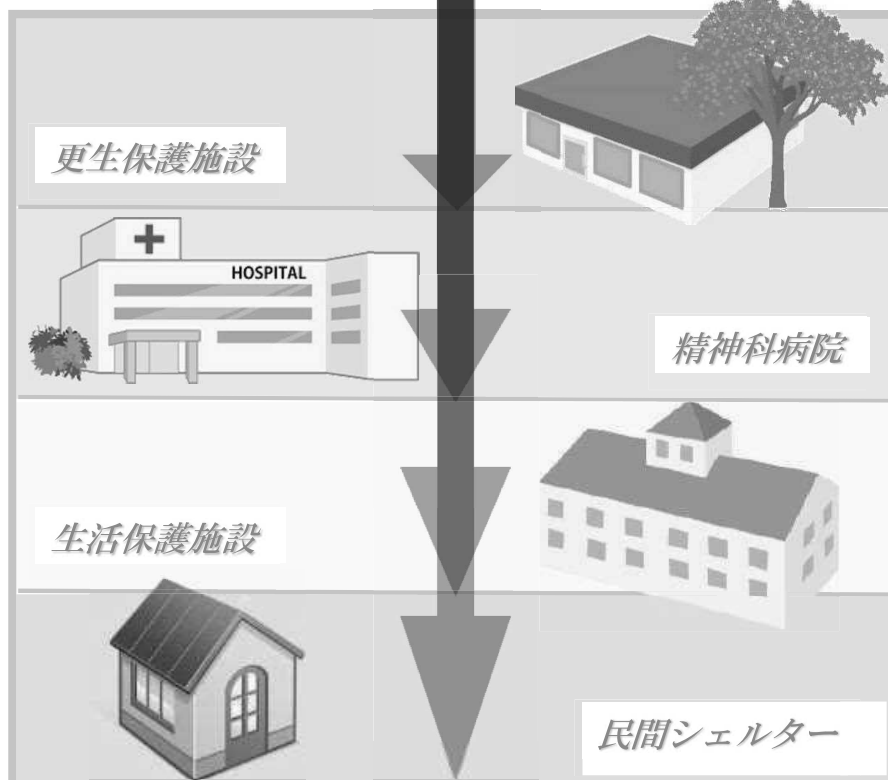


被疑者・被告人段階（入口支援）特有の問題

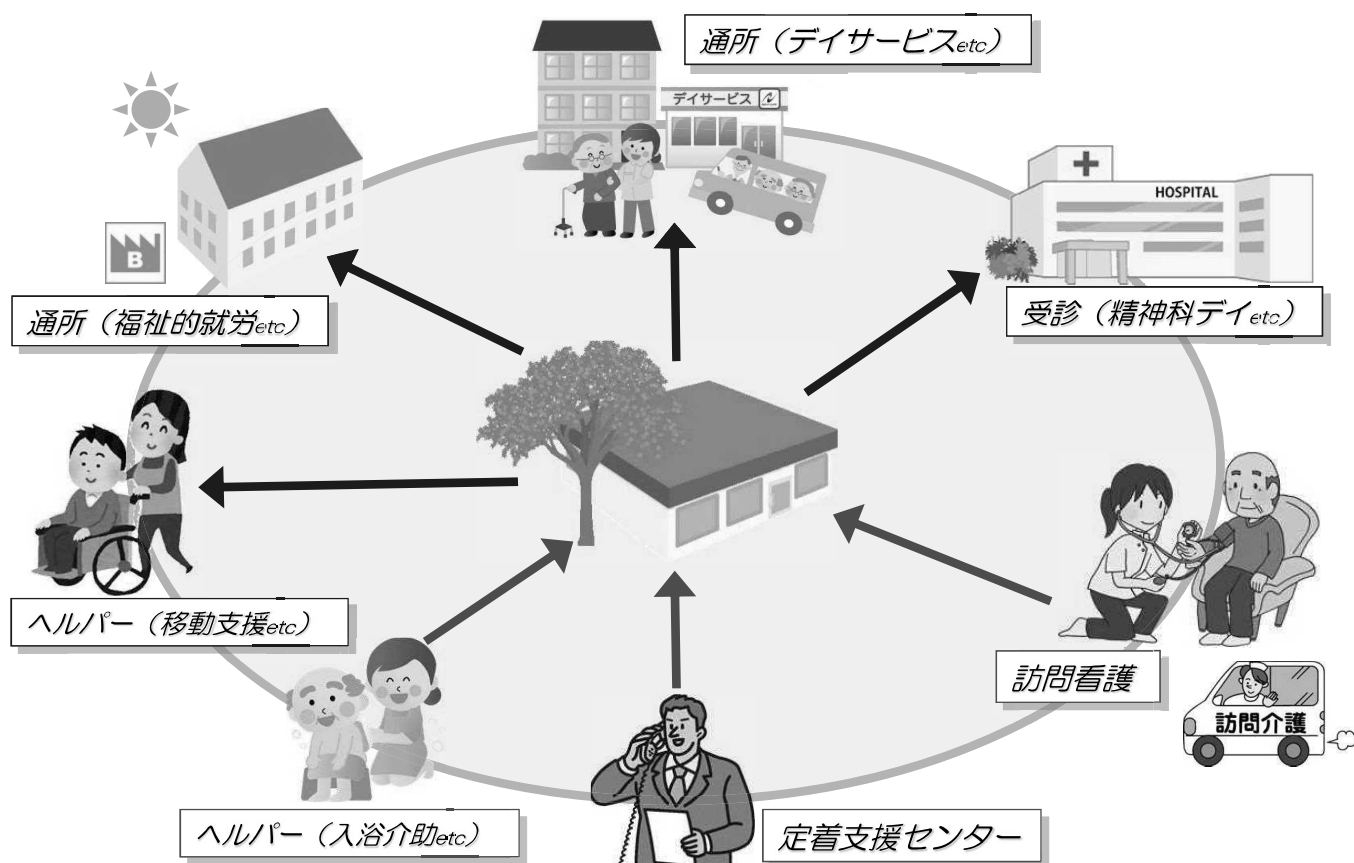
時間（勾留期限）の問題



シェルターとしての 「ミルフィーユ型」支援



更生保護施設（多様なシェルター）を社会資源で包み込む



5

広域的なネットワーク形成に向けたキーワード

1. 重層的支援体制整備事業

2. 居住支援法人・居住支援協議会

3. 地域移行支援事業

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。
（※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、令和元年度は208自治体が事業を実施している。

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
＜最終とりまとめで示された方向性＞
- 本人・世帯が有する複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。

I 断らない相談支援	II 参加支援	III 地域づくりに向けた支援
------------	---------	-----------------
- （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）等

○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ(令和元年12月26日)(抄)

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

2 断らない相談支援

○ 断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。

○ 相談支援に関わる多職種については、保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者が想定される。関係者が広く参加できる研修等を通じて、お互いの業務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

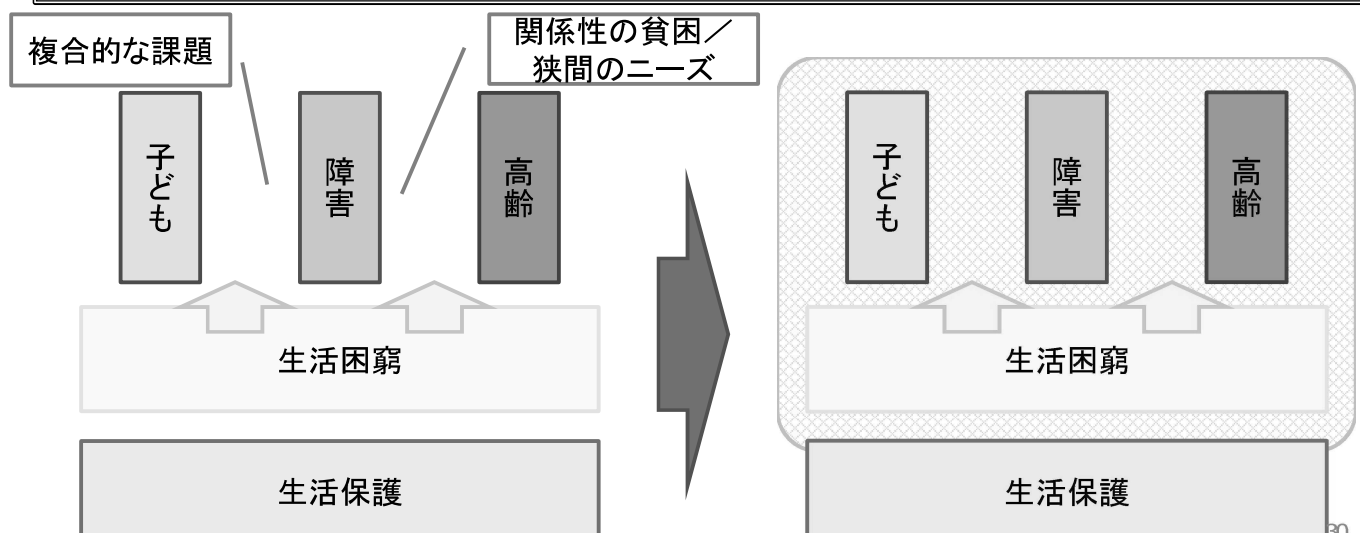
Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

4 都道府県及び国の役割

○ 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応としては、DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応するということも重要である。

事業の実施により何が変わるのか

- 市町村全体で「断らない包括的な支援体制」を構築できるようにする。
新しい「窓口」をつくるものではない。
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援機関を活かしてつくる
 - 構築に必要な「協働の中核」「継続的な伴走支援」「参加支援」の機能・財政支援を強化
- 体制づくりに必要な費用について、財政支援を一体的に行う仕組みにする。
 - 各制度で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。
(例) ひきこもりの状態にある方への支援、生活保護受給者の方への支援 など



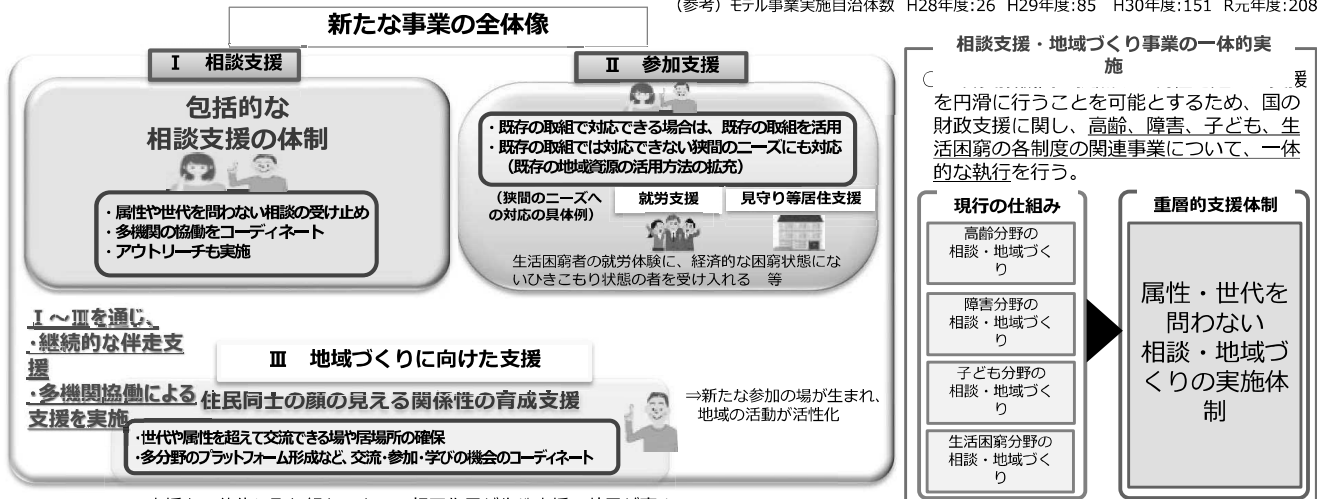
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



- ※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

31

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

- 重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。
- ①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。
- ②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

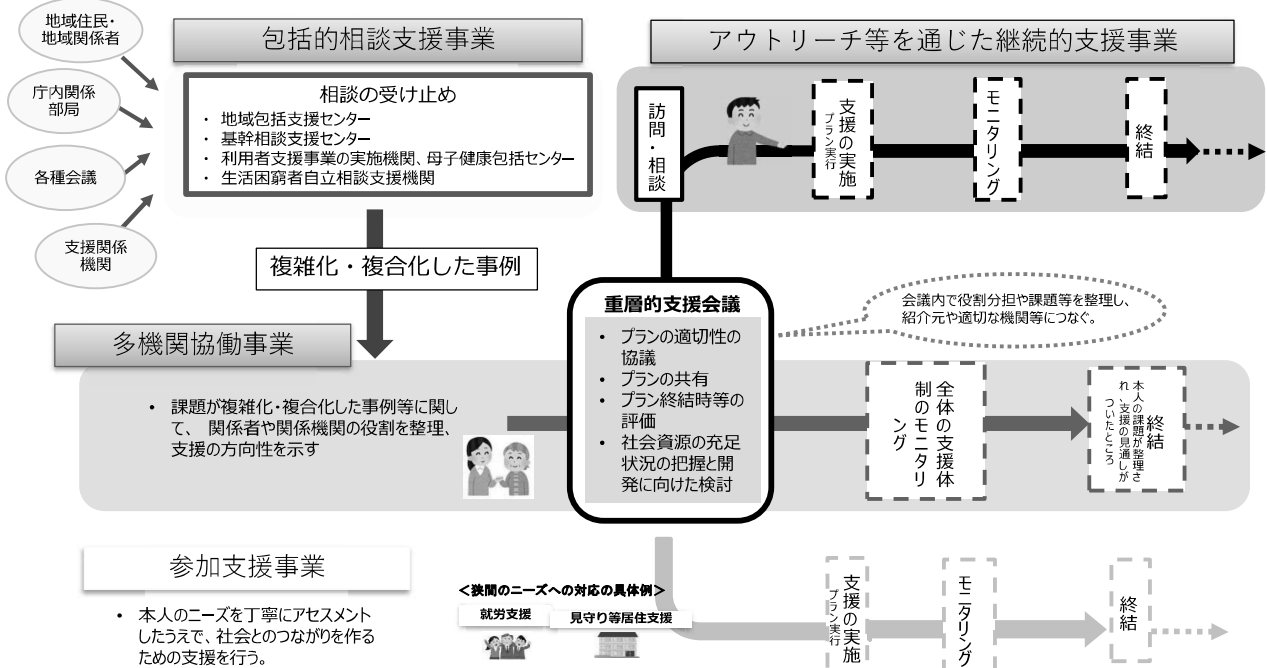
（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

32

重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。

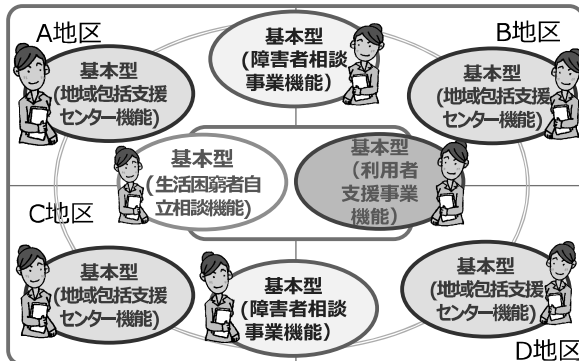


- ※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
- ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

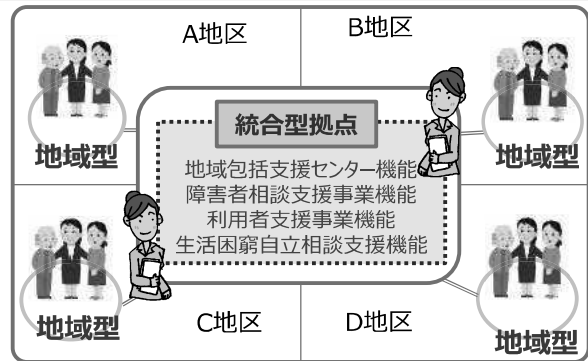
33

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



- ※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

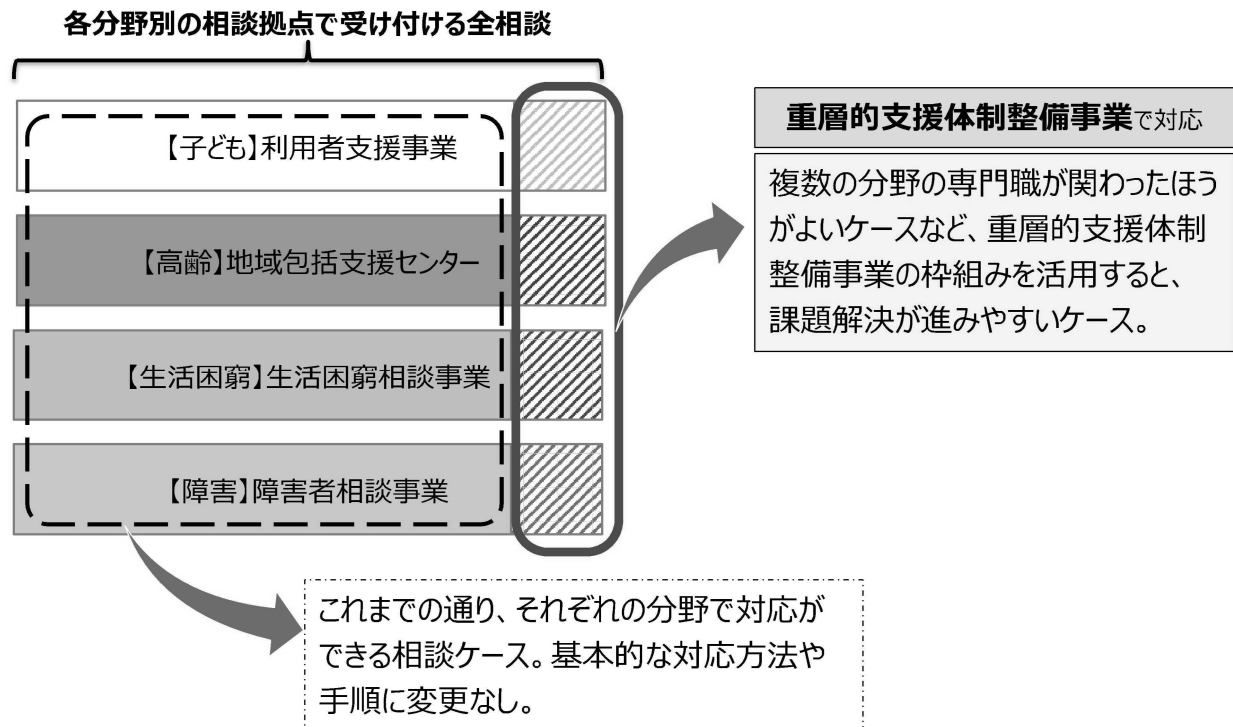
一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



各支援機関において、「多機関協働事業」や「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」も加えて実施可能

34

重層的支援体制整備事業が始まって、大半のケースはいまのまま



5

広域的なネットワーク形成に向けたキーワード

1. 重層的支援体制整備事業
2. 居住支援法人・居住支援協議会
3. 地域移行支援事業

(出典：国土交通省資料による)

新たな住宅セーフティネット制度の概要

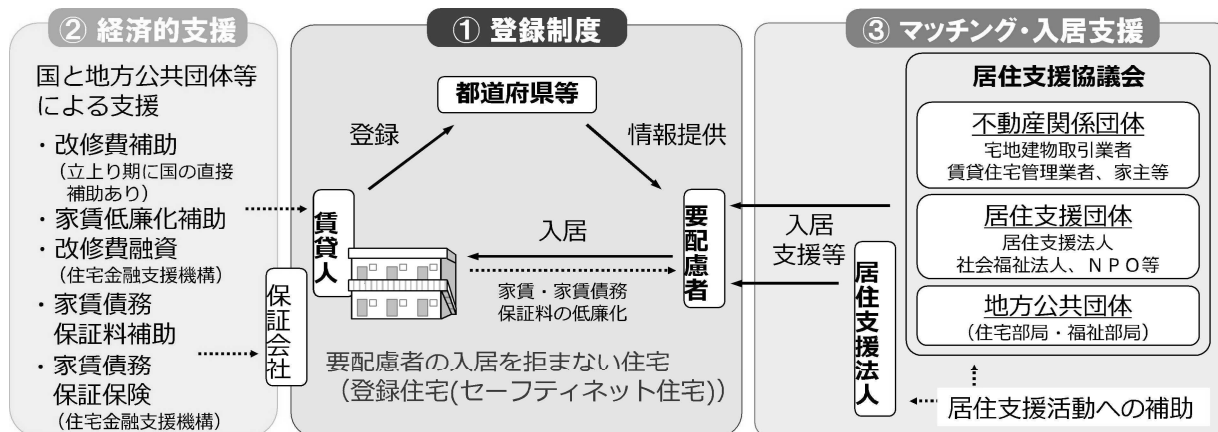
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



37

新たな住宅セーフティネット制度(住宅確保要配慮者の範囲)

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・外国人等
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)
 - ・東日本大震災等の大規模災害の被災者
(発災後3年以上経過)
 - ・都道府県や市区町村が
供給促進計画において定める者
- ※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

38

新たな住宅セーフティネット制度の施行状況(R2 9 30 時点)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律
（平成29年4月26日公布 10月25日施行）
【新たな住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	81,893戸 (47都道府県) ※受付・審査中の107,531戸を合わせると189,424戸	北海道770戸、青森県389戸、岩手県5,569戸、宮城県1,218戸、秋田県102戸、山形県364戸、福島県888戸、茨城県674戸、栃木県925戸、群馬県187戸、埼玉県829戸、千葉県508戸、東京都2,577戸、神奈川県1,839戸、新潟県32戸、富山県642戸、石川県277戸、福井県110戸、山梨県387戸、長野県546戸、岐阜県267戸、静岡県924戸、愛知県17,754戸、三重県403戸、滋賀県200戸、京都府5,703戸、大阪府20,432戸、兵庫県12,097戸、奈良県17戸、和歌山県197戸、鳥取県830戸、島根県331戸、岡山県104戸、広島県52戸、山口県883戸、徳島県102戸、香川県127戸、愛媛県175戸、高知県11戸、福岡県1,783戸、佐賀県16戸、長崎県66戸、熊本県47戸、大分県414戸、宮崎県9戸、鹿児島県106、沖縄県10戸
居住支援法人の指定	350者 (46都道府県)	北海道21者、青森県2者、秋田県1者、岩手県3者、宮城県6者、山形県1者、福島県5者、茨城県3者、栃木県2者、群馬県3者、埼玉県8者、千葉県13者、東京都34者、神奈川県14者、新潟県2者、富山県1者、石川県5者、福井県5者、山梨県3者、長野県1者、岐阜県4者、静岡県5者、愛知県22者、三重県3者、滋賀県4者、京都府8者、大阪府56者、兵庫県12者、奈良県6者、和歌山県7者、鳥取県2者、岡山県8者、広島県4者、山口県4者、徳島県1者、香川県3者、愛媛県7者、高知県3者、福岡県25者、佐賀県3者、長崎県3者、熊本県14者、大分県5者、宮崎県1者、鹿児島県2者、沖縄県5者 ※島根県：0者
居住支援協議会の設立	100協議会	47都道府県 53市区町(北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、西東京市、横浜市、鎌倉市、川崎市、小海町、名古屋市、岡崎市、岐阜市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市)
供給促進計画の策定	36都道府県 15市町	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、旭川市、盛岡市、いわき市、千葉市、西東京市、横浜市、川崎市、相模原市、岡崎市、加古川市、倉敷市、福岡市、熊本市、大分市、栃木県茂木町

※家賃債務保証業者の登録：73者

39

地方公共団体における登録促進に係る取組(R2 2 時点)

大阪府の取組

○大阪府では、居住支援協議会活動支援事業(国補助)も活用して事務員を2名雇用し※、個別の事業者に対するセーフティネット住宅の登録のお願いや登録申請に係る申請支援(代行入力)を実施することで、R1年度は約1000戸(R2.1.31時点)を登録。
※協議会で1名(国補助金で雇用(補助金期間以外は協議会会費で雇用))、協議会事務局である府公社で1名(国補助金で雇用)

○また、旧雇用促進住宅の住宅を管理するビレッジハウス・マネジメント(株)の住宅※について、以下の流れで申請支援(代行入力)を行い、H30年度内に4,256戸を登録済み。

- ①ビレッジハウスで申請システムのアカウント登録
- ②ビレッジハウスから府協議会に、申請に必要なデータを送付
- ③府協議会で申請システムに代行入力
- ④ビレッジハウスで確認の後、申請
- ⑤大阪府や各政令市・中核市で審査・登録

※ビレッジハウスでは全国約1,000件、10万戸の旧雇用促進住宅についてリノベーションを行い、敷金・礼金・手数料・更新料の不要な月2万円台からの賃貸住宅を提供。

○その他の事業者に対しても、適宜申請支援(代行入力)を実施。



＜ビレッジハウス忠岡1号棟＞

名古屋市の取組

○名古屋市では、以前より独自で高齢者の受入れにあたり見守りサービスの商品開発や大家への啓発を進めていた(株)ニッショー(仲介業者)に協力依頼を行い、大家の物件をニッショーが代行入力することで、942戸(R2.2.29時点)を登録済み。

山梨県の取組

○山梨県では、賃貸住宅を扱う宅建業者の許可等の手続きの機会を捉えた制度説明・登録依頼を行うとともに、主に宅建業者への個別訪問を実施し、宅建業者が大家の許可を得た上でその場で県担当者がサポートしながら代行入力を行うことで、386戸(R2.2.26時点)を登録済み。

鳥取県の取組

○鳥取県では、居住支援協議会活動支援事業(国補助)を活用して県協議会が住宅確保要配慮者の入居支援のために「あんしん賃貸相談員」を雇用し、相談員による賃貸人の個別訪問を通じて登録をお願いしている。
○また、システム登録必須項目を抽出した独自のエントリーシートを県ホームページ等により賃貸人へ広く配布し、エントリーシートを提出した賃貸人に対して県担当者による登録申請支援(代行入力)を実施することで、787戸(R2.2.28時点)を登録済み。

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

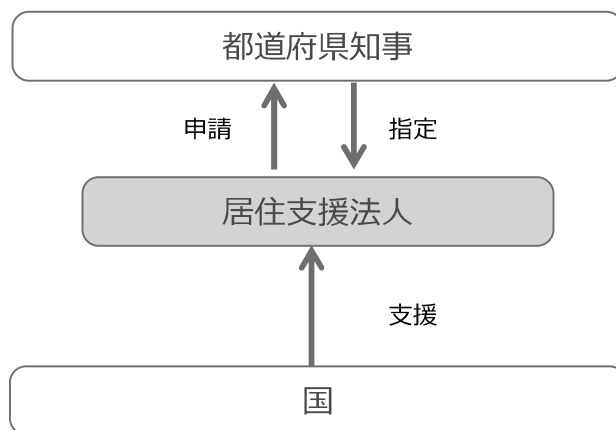
- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附随する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



● 居住支援法人への支援措置

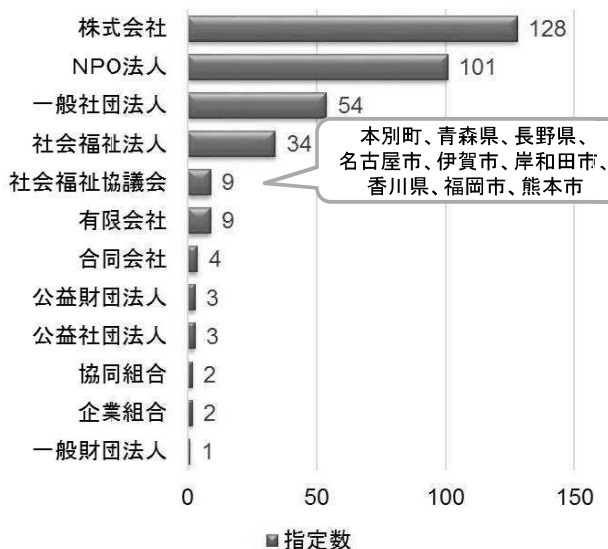
- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R2年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数

41

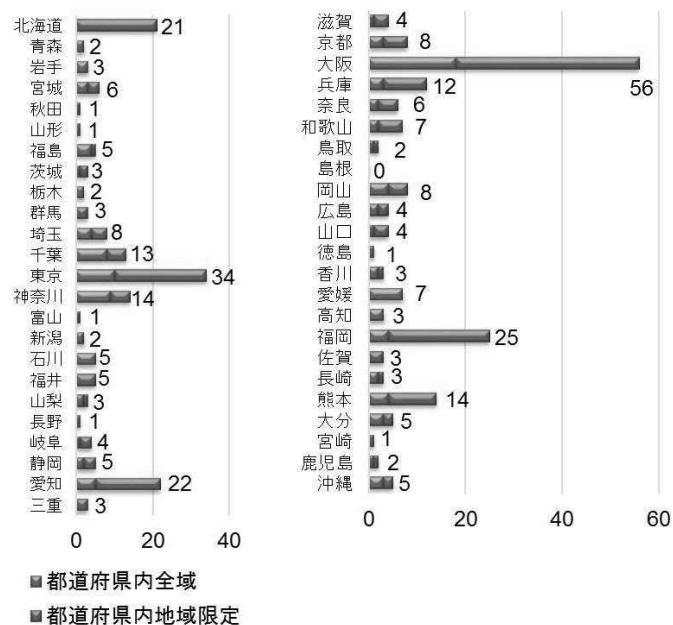
居住支援法人制度の指定状況

- 46都道府県 350法人が指定（R2.9.30時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約65%）
- 都道府県別では、大阪府が56法人と最多指定。指定実績がないのは1県

■ 法人属性別



■ 都道府県別



①ホームレス等の低額所得高齢者に対し、生活・住まいだけでなく「ひとりにしない」支援

NPO法人 抱樸（福岡）

- ・空き家を改修し、高齢者、障害者、刑余者等の住宅確保要配慮者向けの共同住宅と、障がい者グループホームを整備。
- ・生活支援付債務保証等を実施し、賃貸人が安心して住宅確保要配慮者へ賃貸できる体制の構築。

②要配慮者が希望する物件を法人が借り上げて住まいと見守りを提供

社会福祉法人悠々会（東京）

- ・要配慮者へのヒアリングにより、希望にあった物件を探し、法人として一部屋ごとにサブリース契約を締結。
- ・家主への支払いを減額した分で、入居後の24時間見守りサービスや日常生活支援を実施。

③ひとり親子育て家庭に特化した伴走型サポートを実施

NPO法人 リトルワズ（東京）

- ・NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家・空き室とひとり親世帯をマッチング。
- ・生活的基盤を安定するために必要な社会的スキルを身につける自立サポートを実施。
- ・社会的・情動的孤立からの救済のため、イベントやセミナーを開催。

④外国人に特化して多言語による入居や退去の相談・支援を実施

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター（神奈川）

- ・多言語コーディネータースタッフによる入居相談の受付。
- ・多言語対応の住宅借り方マニュアル等のパンフレット作成。
- ・物件説明や契約の際など必要に応じて通訳ボランティアを派遣。

⑤不動産会社とNPOが表裏一体のスタイルで「決して断らない」支援を実現

NPO法人 ワンエイド（神奈川）

- ・不動産会社とNPO法人の2つの立場で、住宅探しから生活相談まであらゆる相談に対して断らずに支援。
- ・フードバンク活動も併せて展開。

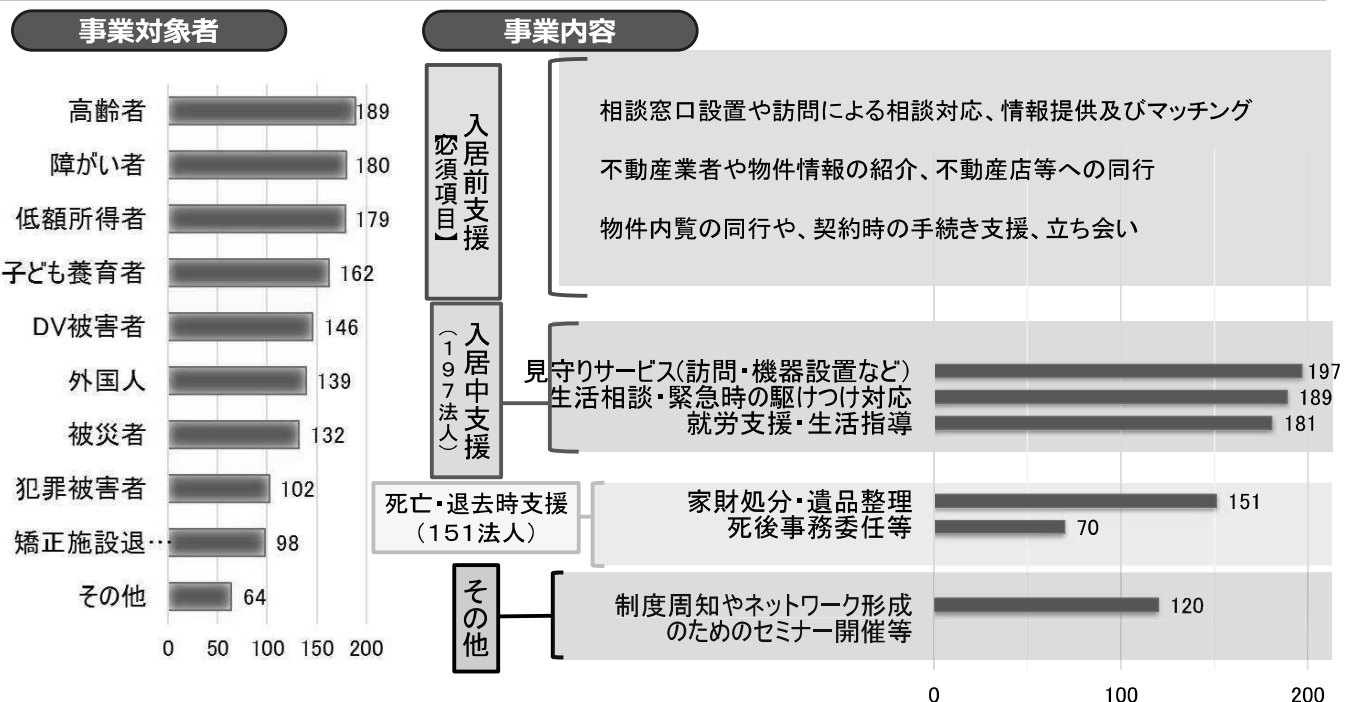
⑥住まいの確保と住まい方の包括支援を社協として実施

熊本市社会福祉協議会（熊本）

- ・賃貸借契約時に求められる保証を社協が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を実施。

令和2年度居住支援法人活動支援事業の応募状況等

- 令和2年度は、203法人が応募・交付決定は187法人 ※令和元年度 161法人が応募 交付決定は138法人
- 多くの支援法人で昨年度同様、高齢者、障がい者、低額所得者、子ども養育者などを事業対象者として活動
- 入居前支援は必須項目化のため、全203法人が実施。見守り等の入居中支援は殆どの法人が実施。家財処分等の死亡・退去時支援は約7割が実施。



居住支援協議会の概要

- ▶ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- ▶ 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 100協議会が設立（令和2年9月30日時点）

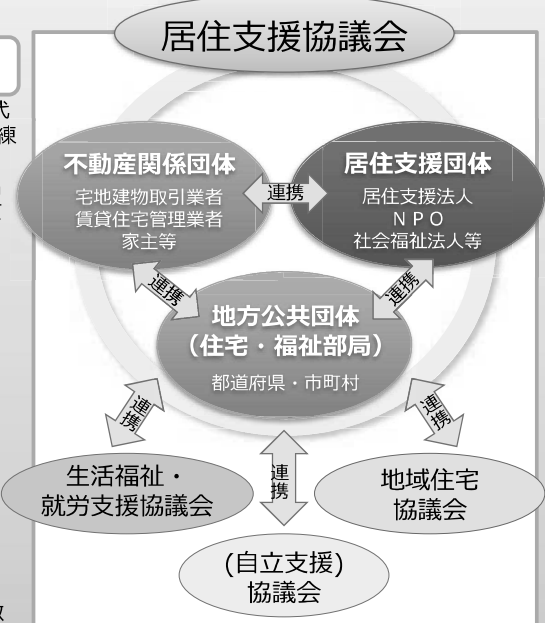
- 都道府県（全都道府県）
北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、練馬区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市
- 市区町（53市区町）
この他、60市区町村で設立検討中（うち19市区町村が令和3年度までに設立予定）

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和2年度予算〕
共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数



45

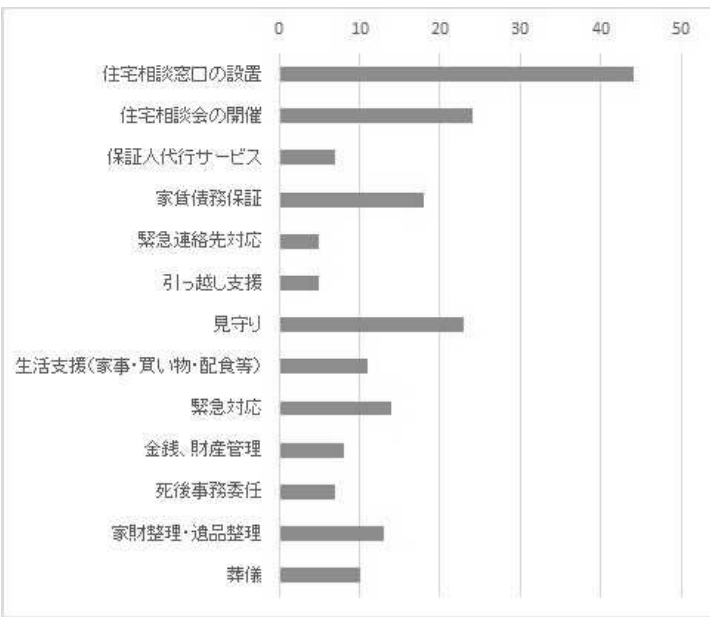
居住支援協議会の設置・取組状況

- 20の政令市のうち、居住支援協議会を設置しているのは12市。
- 住民に身近な福祉サービスを提供し、居住支援ニーズを把握しやすいのは市町村であり、行政の能力が高く、様々な居住支援のニーズがある大規模な都市においては、独自の居住支援協議会の設置が望ましい。

＜政令市における設置状況＞

政令市名	設置状況	設置時期
札幌市	○	R2. 1
仙台市	—	
さいたま市	○	R1. 8
千葉市	○	H31. 3
川崎市	○	H28. 6
相模原市	—	令和2年度設立予定
横浜市	○	H30. 10
新潟市	—	
静岡市	—	
浜松市	—	
名古屋市	○	H30. 5
京都市	○	H24. 9
大阪市	—	
堺市	—	
神戸市	○	H23. 12
岡山市	—	
広島市	○	H30. 7
北九州市	○	H24. 11
福岡市	○	H21. 3
熊本市	○	H23. 7

＜設置済の協議会における取組状況＞



※H30年1月時点の69協議会へのアンケートによる。取組には、サービスを紹介しているものも含む。

46

目的

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等）への円滑な入居を促進するため、居住支援協議会による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組み等を支援する。

令和2年度事業の概要

ポイント

地域における居住支援活動のプラットフォームとして、居住支援法人や居住支援団体等との情報共有の場やネットワークの形成と拡充に向けた取組等に対する支援を実施

（１）募集期間

令和2年3月26日（木）～令和2年8月31日（月）

（２）補助対象期間

補助金交付決定日から各協議会の事業完了日又は令和2年2月28日（日）のいずれか早い日まで

（３）応募要件（下記について既に確立している、もしくは補助対象期間中に確立すること）

- | | |
|---|--|
| ① 地域の課題を踏まえ具体的な居住支援を実施するための体制
・居住支援に関する情報収集・提供、要配慮者への支援を行うためのネットワーク形成
・協議会事務局として、常時、外部からの連絡に対応可能な体制 | ② 地域の居住支援における協力体制を強化するための継続的な活動
・セーフティネット制度や協議会活動の理解者拡充、及び地域ネットワーク形成に向けた周知
・新たな居住支援団体等の掘り起こし |
|---|--|

（４）公募対象の事業（都道府県居住支援協議会は①～③、市区町村居住支援協議会は①及び③が必須）

- ① 住宅・福祉部局間や協議会構成員及び関係団体等との連携を図る取組
- ② 市区町村単位の協議会設立促進等に向けた取組
- ③ 新たな住宅セーフティネット制度や協議会活動の周知・普及やセーフティネット住宅の登録促進に係る取組
- ④ 入居前の支援（相談窓口や訪問等による相談対応や、不動産店等への同行等）
- ⑤ 入居中や死亡・退去時の支援（見守りサービスや、緊急時の駆けつけ対応、家財、遺品の整理や処分等）
- ⑥ 外国人の入居を円滑に進めるための取組（外国語対応の可能な職員の雇用や、外国人向けガイドブックの作成等）
- ⑦ その他、要配慮者支援に関係する取組（国等が主催する研修会や会議等への参加、空き家等の利活用に係る取組み等）
- ⑧ 協議会設立に向けた準備に係る取組（都道府県以外の地方公共団体による検討部会の設置や運営等）

（５）補助金の額

1 協議会につき単年度あたり1,000万円（上記⑥を行う場合は1,200万円）を限度に支援（補助率10/10）

47

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

構成員

<厚生労働省>

子ども家庭局長
社会・援護局長
障害保健福祉部長
老健局長

<国土交通省>

住宅局長

<法務省>

矯正局長
保護局長
※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

<福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

<住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会（日管協）
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）
- ・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会（全宅連）
- ・公益社団法人 全日本不動産協会（全日）

<矯正・保護関係>

- ・更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

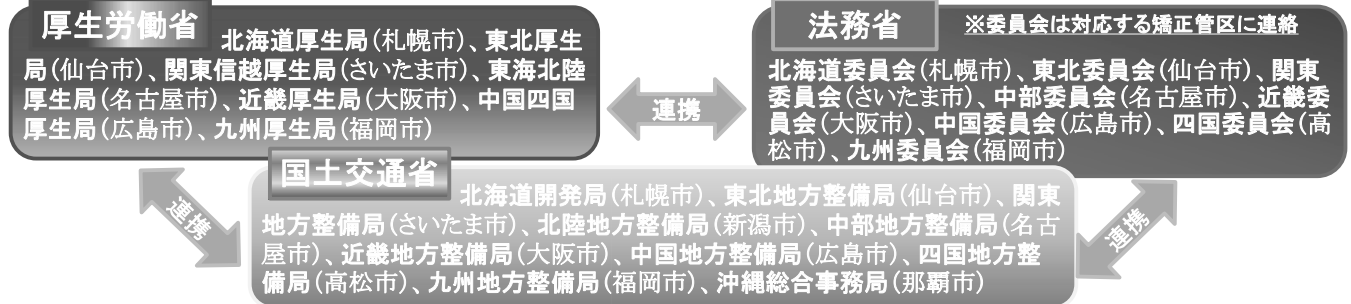
議題(案)

○第1回連絡協議会（令和2年8月3日開催）

- ・各省の施策の現状・課題等
- ・各関係団体からの報告（コロナ禍を含む現状と課題等）
- ・地方支分部局のブロック単位での連携体制構築

今後の地方ブロックにおける福祉・住宅行政等の連携

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、地方ブロック単位で**地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会**（以下「委員会」という。）が連携して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。



■居住支援協議会等に係る情報交換会

地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかな居住支援を実施するため、居住支援協議会について、体制構築や運営にあたってのハードルを洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を通じて、市区町村単位の設立促進等を図る。

- 北海道開発局、北海道厚生局、北海道委員会(矯正管区含む。以下同じ。)
- 東北地方整備局、東北厚生局、東北委員会
- 関東地方整備局、関東信越厚生局、関東委員会
- 中部・北陸地方整備局、東海北陸厚生局、中部委員会
- 近畿地方整備局、近畿厚生局、近畿委員会
- 中国地方整備局、中国四国厚生局、中国委員会
- 四国地方整備局、四国厚生支局、四国委員会
- 九州地方整備局、九州厚生局、沖縄総合事務局、九州委員会

■三地方支分部局の開催会議の相互参加 等

＜厚生局主催の主な実績＞

地域包括ケア推進都県協議会、地域包括ケア推進政令市協議会、地域包括ケア推進課長会議、地域包括ケアに関する市町村向けセミナー、若年性認知症施策担当者会議

＜地方整備局主催の主な実績＞

すまいづくり推進会議、大規模集合住宅勉強会

＜委員会主催の会議(予定)＞

福祉事例研究会

※上記のほか、住宅・福祉分野等に係る議題について、随時、相互参加する等により連携を実施

49

住まい支援の国・地方の連携体制のイメージ

- 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等の住まい・生活・自立に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**全国・地方ブロック・都道府県・市区町村の4層の圏域ごとに、福祉分野・住宅分野等の緊密な連携が必要。**
- 従来から構築された関係3省と関係団体の分野ごとの情報伝達・協議を行う連絡調整により、4層の方向性を合わせる必要。

住まいの連携強化のための連絡協議会

- 厚生労働省、国土交通省及び法務省の関係7部局並びに関係15団体による**情報共有や協議**。(令和2年に開催予定)
- 全国のそれぞれの分野のトップクラスが一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら今後の対応の方向性を確認。

居住支援協議会等に係る情報交換会

- 地方厚生局及び地方整備局、地方更生保護委員会による**情報共有や協議**。
- 地方ブロック単位の3省の行政担当者が一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら都道府県や市区町村の取組を支援。

都道府県居住支援協議会

- 都道府県の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による**情報共有や協議**。
- 県内の関係者と取組を共有し、市区町村協議会の設立・活動支援、SN住宅登録や居住支援法人指定の促進に向けた住宅SN制度の普及・啓発等の実施。

市区町村居住支援協議会

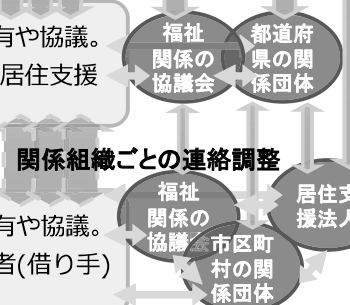
- 市区町村の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による**情報共有や協議**。
- 民間賃貸住宅の賃貸人(貸し手)の不安の払拭を含めた、個別の住宅確保要配慮者(借り手)への居住支援を実施。

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整



50